

患者様各位

初診時の保険外併用療養費についてのお知らせ

平成28年4月1日より、下記に該当される患者様につきまして、診療費とは別に保険外併用療養費として1,080円徴収させて頂いておりましたが、令和元年10月1日より、消費税の増税に伴い徴収額を下記へ変更させていただきます。

1,100円(税込)

保険外併用療養費に該当される患者様

- ①他の医療機関より紹介状を持たずに初めて受診する場合
- ②今回の受診が、今までの診療と同一病名同一症状であっても、患者様で任意に診療を中止して1ヶ月以上経過した場合
- ③急性病名のみの場合(風邪をひいて受診した後、2か月後に打撲で受診した場合)

保険外併用療養費に該当されない患者様

- ①救急車で当院に搬送された方
- ②生活保護による医療扶助の対象となる方
- ③特定疾患など各種公費負担制度受給対象の方(乳幼児医療費補助制度はご負担いただきます)
- ④労働災害・公務災害で受診の方
- ⑤今回受診する診療科は初めてだが、別の診療科に継続して通院中の方
- ⑥他の医療機関より紹介状を持参された方

保険外併用療養費とは

国が「病院と診療所との役割分担を推進するため」に定めた制度で、患者様が他の医療機関から紹介状を持参されずに200床以上の病院を受診された場合に、健康保険の初診料とは別に徴収させていただく医療費のことです。

何かご不明な点がございましたら、医事課総合受付までお問い合わせください。

令和1年10月1日
イムス太田中央総合病院